

新たな国土形成計画の策定に当たっての考え方

新たに策定する国土計画は、目指すべき国土像を実現するために実効性のある計画にすべき。

| 現行計画 | 現行計画の課題 | 新計画の策定に当たっての考え方 |
|-----------------------------------|--|---|
| 第1部 計画の基本的考え方 | <p>《第1》 不透明で急激な時代変化の中、地域生活圏の形成や女性活躍の推進等を実現するため、地域の関係者にどのような活動が求められるのか、より一層方向性を示していく必要。</p> | <p>国土・地域という空間の形成の在り方と併せ、国土形成計画の法定計画事項が目指す価値を実現していくため必要な範囲で、地域における「人々の活動」の在り方について、国民が共通して目指しうる具体的な方向性を強調して示してはどうか。</p> |
| 第1章 国土に係る状況の変化と国土づくりの目標 | <p>《第2》 国土を巡る課題が複雑化・広範化する中、地域づくりにおける重要な要素として、これまで以上に行政と民間の多様なステークホルダーが連携・協働していく必要。</p> | <p>国や都道府県、市町村といった行政と、民間事業者・団体、住民といった民間の様々なステークホルダーが、それぞれ計画実施の主体・パートナーとして、これまで以上に連携・協働して国土・地域づくりを進めていくべきことを、計画全体と貫く考え方として強調してはどうか。</p> |
| ○ 国土を取り巻く時代の潮流と課題 | | |
| ○ 新たな国土形成計画の必要性 | | |
| ○ 我が国の将来像 | | |
| 第2章 国土の基本構想 | <p>《第3》 デジタルが地域に与えるインパクトを前提に、①国土に係る各政策分野についてデジタルを横串にした検討を行いつつ、②デジタル空間とフィジカル空間の双方の在り様と関係を長期的な視点で考えなければならない時代となった。</p> | <p>デジタル空間を前提として国土づくりを進めていくこととし、フィジカル空間とデジタル空間を一体のものとして考え、デジタルとリアルを組み合わせることで、豊かで活力ある国土・地域を実現していく計画とすべきではないか。</p> |
| 第1節 対流促進型国土の形成:「対流」こそが日本の活力の源泉 | | |
| 第2節 重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」 | | |
| 第3節 東京一極集中の是正と東京圏の位置付け | | |
| 第4節 地域別整備の方向 | | |
| 第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性 | <p>《第4》 スマートシティなど、特定のデジタル技術を一の政策分野のみならず他の分野にも共同して利活用することによって、地域における複数の課題の解決に繋げていくことが可能。リアルの政策においてもこの考え方は応用可能。</p> | <p>政策分野ごとの具体的な対応策は盛り込みつつも、他の政策分野との連携の在り方として、お互いに利用することでサービス向上や業務効率化に繋がる手段がないか探り、そのような手段はできるだけ共同で利活用していくべきことを計画全体を貫く指針として打ち出してはどうか。</p> |
| 第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土 | | |
| 第2節 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤 | | |
| 第3節 国土づくりを支える参画と連携 | | |
| 第4節 横断的な視点 | | |
| 第2部 分野別施策の基本的方向 | <p>《第5》 列挙する対応策には、目標が示されておらず、また、ステークホルダーとその役割が分からないものがある。特に、地域住民はじめ民間の主体的な役割を期待する場合には、その旨を明確に示す必要。</p> | <p>各対応策について、目標をできるだけ具体的に示すとともに、国、都道府県、市町村、民間事業者・団体、住民など、計画実施に係る各ステークホルダーの具体的な役割を明確にしてはどうか。</p> |
| 第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進 | <p>《第6》 社会経済情勢の急な変化に対して、計画に定める個別・具体の施策・対応策のレベルで変更や追加などが必要と認められる場合には臨機応変に対応していく必要。</p> | <p>①状況変化に応じて、手段を見直す必要がないか不断に検討しつつ、必要があれば臨機応変にその変更や追加等を行うことを推奨する。 ②施策・対応策の実施状況や見直し状況等を定期的に確認し、その結果を公表する。 ③基本的方向性を見直さざるを得ない状況に至れば、国土形成計画自体を見直す。こととしてはどうか。</p> |
| 第1章 計画の効果的推進 | | |
| 第2章 広域地方計画の策定・推進 | | |

《その他》①仮に、計画策定時点までに、方向性や対応策を決められないものがあれば、将来の世代に委ねなければならない課題として明示し、国民の間で課題を共有し議論を醸成していく。
②国土形成計画の閣議決定後、都道府県、市町村、民間企業、住民など各ステークホルダー別にそれぞれ向けのバージョンを作成し、計画の普及、推進を図る。